

令和4年度山形県県産認証材「やまがたの木」 普及・利用促進事業

県産木材の利用促進のための支援策として、民間木造施設の施主に対して一定額を支援します

補助の方法

一般住宅 新築住宅の施主に補助金 **30万円** を交付します。

☆7月22日～ 国費が充当された他の補助制度を活用していない場合は **40万円**

民間施設 新築民間施設の施主に県産木材の使用量に応じて **最大60万円** を交付します。

☆7月22日～ 国費が充当された他の補助制度を活用していない場合は **最大70万円**

一般住宅 150棟（このうち「40万円」は100棟） 民間施設 予算の範囲内（15棟程度）

令和4年7月21日までに交付申請されている方には、別途総合支庁森林整備課からご連絡いたします。

申請受付期間

令和4年4月1日から**先着順**で受け付けます。

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※ 申請受付状況については申請窓口へご確認ください。



申請要件

県産木材^{※1}を**基準値以上**^{※2}使用した新築住宅及び新築民間施設

※1 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された木材（集成材、合板等を含む）をいう。

※2 基準値（ m^3 ）は、延べ床面積（ m^2 ） $\times 0.1$ （ m^3/m^2 ）で算出された数量。

申請方法

- 1 交付申請 **工事着工後から屋根工事が完了する10日前まで**
提出書類
 - ①補助金交付申請書
 - ②建設工事請負契約書の写し
 - ③施設の配置図又は平面図
 - ④口座振替申込書（通帳の写しを添付）
 - ⑤「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」
 - ⑥申請時の建設工事現場のカラー写真
 - ⑦施設の位置図又は案内図
 - ⑧県産木材使用量を確認できる書類
 - ⑨誓約書 ※国費が充当された他の補助制度を活用していない場合
- 2 現場確認 申請受付日以降
確認・審査のうえ、「補助金の交付決定通知」が送付されます。
- 3 実績報告 **木工事完了後すみやかに**
提出書類
 - ①実績報告書
 - ②木工事完了写真
 - ③県産木材使用証明書類（現場確認の時点で未確定の場合）
- 4 補助金の交付 審査のうえ、**「補助金の額の確定通知」**が送付され、後日、補助金が交付されます。

その他

一般住宅は、山形県住宅取得支援利子補給金との併用はできません。

詳細、様式については『令和4年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱』をご確認ください。

申請・お問合せ先

村山総合支庁森林整備課	電話 023-621-8191	〒990-2492	山形市鉄砲町 2-19-68
最上総合支庁森林整備課	電話 0233-29-1351	〒996-0002	新庄市金沢字大道上 2034
置賜総合支庁森林整備課	電話 0238-26-6063	〒992-0012	米沢市金池 7-1-50
庄内総合支庁森林整備課	電話 0235-66-5527	〒997-1392	東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1